

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社旭川公園管理センターと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 公園緑地及び河川緑地の保全及び利活用に関する事業
2. 都市緑化の推進及び普及啓発に関する事業
3. 公園緑地の環境向上に関する調査研究
4. 公園愛護団体等の育成と地域緑化、環境保全活動等への支援に関する事業
5. 公園緑地におけるスポーツ・余暇活動や健康の維持増進に関する事業
6. 都市公園等の管理運営及び利用促進に関する事業
7. 公園緑地及び河川緑地における売店等の運営及び受託
8. 公共施設、公園及び道路の樹木等の維持、管理及び除草、剪定、害虫防除業務
9. 樹木保護管理のための樹木調査及び診断に伴うグリーンアドバイザー業務
10. 園芸用樹木、草木類、観賞用植物及び園芸用資材の販売並びに賃貸
11. 生物活性剤による園芸用樹木、草木類及び農産品、土壤、水質、生体機能の改善
12. 防疫剤等種苗薬品資材類の販売
13. 冬廻い及び除排雪業務
14. 造園、緑化行為時の企画、設計、施工
15. 土木工事の設計施工
16. 産業廃棄物収集運搬業
17. 売店及び飲食店の運営及び受託
18. その他前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道旭川市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、500株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主割当てによる募集株式等の発行)

第10条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定めることができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第11条 当会社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として、株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の発行する株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第13条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、当該基準日の2週間前までに当該基

- 準日を公告するものとする。
- 3 基準日株主が行使することができる権利が、株主総会における議決権である場合において、基準日株主の権利を害しないときは、当該基準日後に当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も、その事項につき、同様とする。
- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の権限)

- 第16条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招 集)

- 第17条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にはいつでも招集することができる。

(招集手続)

- 第18条 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第19条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第20条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。
- 3 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

- 第21条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第22条 取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。
- 3 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第23条 株主又はその法定代理人が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第24条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第25条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任)

- 第26条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第27条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠取締役の選任決議の効力)

第28条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第29条 代表取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 3 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

(取締役会の招集)

第30条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

- 第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任及び解任)

第36条 当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって行う。

- 2 監査役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任決議の効力)

第38条 補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、株主総会の決議によって、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行

うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第43条 配当金（中間配当金を含む。）がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 配当金には利息を付けない。